

## 第25号議案

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年2月22日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第44号）の一部を次のように改正する。  
第39条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第39条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第39条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第45条を次のように改める。

## 第45条 削除

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第45条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第39条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。